

議案第10号

羽曳野市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

羽曳野市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和6年2月26日 提出

羽曳野市長 山入端 創

提 案 理 由

宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和 36 年法律第 191 号)の改正に係る経過措置により継続していた宅地造成工事規制区域における規制事務が廃止されることに伴い、本市に対する当該規制事務に関する権限の移譲が廃止されることから、当該規制事務に係る手数料を廃止するため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市手数料条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

羽曳野市条例第 号

羽曳野市手数料条例(昭和31年羽曳野市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「別表第16」を「別表第15」に改める。

別表第9を削り、別表第10を別表第9とし、別表第11から別表16までを1表ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

羽曳野市手数料条例 新旧対照表

新	旧																								
<p>(手数料を徴収する事務及び金額) 第2条 手数料を徴収する事務並びに手数料の単位及び金額は、別表第1から別表第15までに掲げるとおりとする。 2 省略 第3条～第6条 省略</p> <p style="text-align: center;">附 則 省略</p> <p>別表第1～別表第8 省略</p>	<p>(手数料を徴収する事務及び金額) 第2条 手数料を徴収する事務並びに手数料の単位及び金額は、別表第1から別表第16までに掲げるとおりとする。 2 省略 第3条～第6条 省略</p> <p style="text-align: center;">附 則 省略</p> <p>別表第1～別表第8 省略 別表第9(第2条関係) 旧宅地造成等規制法関係</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項</th> <th style="text-align: center;">事務</th> <th style="text-align: center;">単位</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td>宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和4年法律第55号。以下この表において「改正法」という。)の面積が500平方メートル以下の場合</td> <td style="text-align: center;">1件</td> <td style="text-align: center;">13,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>以下この表において「改正法」という。)附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同項に規定する旧宅地造成工事規制区域(以下この表において「旧宅地造成工事規制区域」という。)の区域内における宅地</td> <td style="text-align: center;">1件</td> <td style="text-align: center;">23,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>土地の面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下の場合</td> <td style="text-align: center;">1件</td> <td style="text-align: center;">33,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>土地の面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下の場合</td> <td style="text-align: center;">1件</td> <td style="text-align: center;">51,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>土地の面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下の場合</td> <td style="text-align: center;">1件</td> <td style="text-align: center;">73,000円</td> </tr> </tbody> </table>	項	事務	単位	金額	1	宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和4年法律第55号。以下この表において「改正法」という。)の面積が500平方メートル以下の場合	1件	13,000円		以下この表において「改正法」という。)附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同項に規定する旧宅地造成工事規制区域(以下この表において「旧宅地造成工事規制区域」という。)の区域内における宅地	1件	23,000円		土地の面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下の場合	1件	33,000円		土地の面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下の場合	1件	51,000円		土地の面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下の場合	1件	73,000円
項	事務	単位	金額																						
1	宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和4年法律第55号。以下この表において「改正法」という。)の面積が500平方メートル以下の場合	1件	13,000円																						
	以下この表において「改正法」という。)附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同項に規定する旧宅地造成工事規制区域(以下この表において「旧宅地造成工事規制区域」という。)の区域内における宅地	1件	23,000円																						
	土地の面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下の場合	1件	33,000円																						
	土地の面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下の場合	1件	51,000円																						
	土地の面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下の場合	1件	73,000円																						

		<p>造成(改正法による改正前の宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号。以下この表において「旧法」という。)第2条第2号に規定する宅地造成をいう。以下この表において同じ。)に関する工事の規制に係る旧法第8条第1項に規定する許可の申請又は旧法第11条に規定する協議の申出に対する審査</p>	<p>土地の面積が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以下の場合</p>	1件	120,000円
			<p>土地の面積が20,000平方メートルを超え40,000平方メートル以下の場合</p>	1件	180,000円
			<p>土地の面積が40,000平方メートルを超え70,000平方メートル以下の場合</p>	1件	270,000円
			<p>土地の面積が70,000平方メートルを超え100,000平方メートル以下の場合</p>	1件	360,000円
			<p>土地の面積が100,000平方メートルを超える場合</p>	1件	460,000円
			2	<p>旧宅地造成工事規制区域の区域内における宅地造成に関する工事の規制に係る旧法第12条第1項に規定する許可の申請又は旧法第12条第3項において準用する旧法第11条に規定する協議の申出に対する審査</p>	1件

				<p>場合を除く。)については、<u>土地の面積</u> (イに規定する変更を伴う場合) あるいは変更前の土地の面積、土地の縮小を伴う場合には縮小後の土地の面積) に応じ 1 の項に規定する額に 10 分の 1 を乗じて得た額</p> <p>イ 新たに土地の編入に係る変更については、新たに編入される土地の面積に応じ 1 の項に規定する額</p> <p>ウ その他の変更については、12,000 円</p>
3	旧宅地造成工事規制区域の区域内における宅地造成に関する工	旧宅地造成工事規制区域の区域内における宅地造成に関する工事の規制に係る旧法第 2 条第	1 件	4,800 円

<p>別表第9 省略 別表第10 省略 別表第11 省略 別表第12 省略 別表第13 省略 別表第14 省略 別表第15 省略</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1160 193 1451 858"> <p>事の規制に係る宅地造成等規制法施行規則及び畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令(令和5年農林水産省・国土交通省令第3号)による改正前の宅地造成等規制法施行規則(昭和37年建設省令第3号)第30条に規定する書面の交付</p> </td> <td data-bbox="1451 193 1771 858"> <p>2号に規定する宅地造成に関する工事でないことを証する書面の交付 旧宅地造成工事規制区域の区域内における宅地造成に関する工事の規制に係る旧法第8条第1項又は第12条第1項に規定する許可を受けたことを証する書面の交付</p> </td> <td data-bbox="1771 193 1848 858"> <p>1件</p> </td> <td data-bbox="1848 193 2067 858"> <p>980円</p> </td> </tr> </table> <p>別表第10 省略 別表第11 省略 別表第12 省略 別表第13 省略 別表第14 省略 別表第15 省略 別表第16 省略</p>	<p>事の規制に係る宅地造成等規制法施行規則及び畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令(令和5年農林水産省・国土交通省令第3号)による改正前の宅地造成等規制法施行規則(昭和37年建設省令第3号)第30条に規定する書面の交付</p>	<p>2号に規定する宅地造成に関する工事でないことを証する書面の交付 旧宅地造成工事規制区域の区域内における宅地造成に関する工事の規制に係る旧法第8条第1項又は第12条第1項に規定する許可を受けたことを証する書面の交付</p>	<p>1件</p>	<p>980円</p>
<p>事の規制に係る宅地造成等規制法施行規則及び畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令(令和5年農林水産省・国土交通省令第3号)による改正前の宅地造成等規制法施行規則(昭和37年建設省令第3号)第30条に規定する書面の交付</p>	<p>2号に規定する宅地造成に関する工事でないことを証する書面の交付 旧宅地造成工事規制区域の区域内における宅地造成に関する工事の規制に係る旧法第8条第1項又は第12条第1項に規定する許可を受けたことを証する書面の交付</p>	<p>1件</p>	<p>980円</p>		

